泉北天然ガス発電株式会社	0.337
ダイヤモンドパワー株式会社	0.467
テス・エンジニアリング株式会社	0.303
東京エコサービス株式会社	0.057
日本テクノ株式会社	0.670
パナソニック株式会社	0.749
プレミアムグリーンパワー株式会社	0.000
丸紅株式会社	0.540
やまがたグリーンパワー株式会社	0.368

○国土交通省告示第七百四号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第九十六条第二項第四号の規定に基づき、進入管制区を指定する告示（昭和五十年運輸省告示第四百六十四号）の一部を次のように改正する。

平成二十三年六月三十日

国土交通大臣　大畠　章宏

表中部進入管制区の項を次のように改める。

中部進入管制区	1　次に掲げる区域の直上空域で高度3,650m以下のもの イ　中部ＶＯＲ（N34°51′ E136°48′）を中心とする半径25㎞の円内の区域のうちN35°07′11″E135°50′15″の地点とN34°48′21″E136°58′37″の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N34°48′21″E136°58′37″の地点とN34°38′16″E136°53′49″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの ロ　N34°49′35″E137°18′57″の地点、N34°48′21″E136°58′37″の地点、N34°38′16″E136°53′49″の地点、N34°38′21″E137°19′35″の地点及びN34°49′35″E137°18′57″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（浜松タカン（N34°45′ E137°43′）を中心とする半径36㎞の円内の区域に係るものを除く。） ハ　N35°07′11″E135°50′15″の地点、N34°58′38″E135°47′55″の地点、N34°56′49″E135°48′57″の地点、N34°55′14″E135°55′24″の地点、N34°29′23″E136°13′40″の地点、N34°14′14″E136°29′58″の地点、N34°48′21″E136°58′37″の地点及びN35°07′11″E135°50′15″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（中部ＶＯＲを中心とする半径25㎞の円内の区域、伊丹ＮＤＢ（N34°48′ E135°24′）を中心とする半径40㎞の円内の区域及び明野ＮＤＢ（N34°32′ E136°42′）を中心とする半径36㎞の円内の区域に係るものを除く。） ニ　中部ＶＯＲを中心とする半径90㎞の円内の区域のうちN35°07′11″E135°50′15″の地点とN34°58′38″E135°47′55″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの ホ　N34°29′23″E136°13′40″の地点、N34°17′13″E136°03′41″の地点、N34°01′50″E136°40′59″の地点、N34°06′16″E136°46′56″の地点、N34°14′14″E136°29′58″の地点及びN34°29′23″E136°13′40″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（伊丹ＮＤＢを中心とする半径81㎞の円内の区域及び明野ＮＤＢを中心とする半径36㎞の円内の区域に係るものを除く。） ヘ　中部ＶＯＲを中心とする半径90㎞の円内の区域のうちN34°17′13″E136°03′41″の地点とN34°01′50″E136°40′59″の地点を結ぶ直線の南側にあるもの 2　次に掲げる区域の直上空域で高度750mを超え3,650m以下のもの イ　N34°37′22″E136°51′40″の地点を中心とする半径25㎞の円内の区域のうちN34°38′16″E136°53′49″の地点とN34°34′42″E136°34′58″の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N34°38′16″E136°53′49″の地点とN34°26′38″E137°02′37″の地点を結ぶ直線の西側にあるもの（中部ＶＯＲを中心とする半径25㎞の円内の区域に係るものを除く。） ロ　N34°46′56″E136°32′03″の地点、N34°34′42″E136°34′58″の地点、N34°38′16″E136°53′49″の地点及びN34°46′56″E136°32′03″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（中部ＶＯＲを中心とする半径25㎞の円内の区域に係るものを除く。） ハ　N34°38′21″E137°19′35″の地点、N34°38′16″E136°53′49″の地点、N34°26′38″E137°02′37″の地点及びN34°38′21″E137°19′35″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域 3　次に掲げる区域の直上空域で高度1,200mを超え3,650m以下のもの イ　N34°37′22″E136°51′40″の地点を中心とする半径38㎞の円内の区域のうちN34°38′16″E136°53′49″の地点とN34°33′22″E136°26′38″の地点を結ぶ直線の南側にあり、N34°38′16″E136°53′49″の地点とN34°23′33″E137°09′30″の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N34°23′33″E137°09′30″の地点とN34°18′34″E137°02′57″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（２に係るものを除く。） ロ　明野ＮＤＢを中心とする半径36㎞の円内の区域のうちN34°46′56″E136°32′03″の地点とN34°34′42″E136°34′58″の地点を結ぶ直線及びその延長線の西側にあり、N34°38′16″E136°53′49″の地点とN34°33′22″E136°26′38″の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、N34°45′07″E136°23′48″の地点とN34°33′22″E136°26′38″の地点を結ぶ直線の東側にあるもの（中部ＶＯＲを中心とする半径25㎞の円内の区域に係るものを除く。） ハ　中部ＶＯＲを中心とする半径59㎞の円内の区域のうちN34°46′32″E137°28′02″の地点とN34°38′16″E136°53′49″の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N34°38′16″E136°53′49″の地点とN34°23′33″E137°09′30″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（１のロ及び２のハに係るものを除く。） ニ　名古屋ＶＯＲＴＡＣ（N35°16′ E136°55′）を中心とする半径72㎞の円内であって、かつ、浜松タカンを中心とする半径36㎞の円内の区域のうちN34°50′22″E137°32′30″の地点とN34°49′35″E137°18′57″の地点を結ぶ直線の南側にあり、かつ、N34°46′32″E137°28′02″の地点とN34°38′16″E136°53′49″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの 4　次に掲げる区域の直上空域で高度1,500mを超え3,650m以下のもの イ　明野ＮＤＢを中心とする半径36㎞の円内の区域のうちN34°45′07″E136°23′48″の地点とN34°18′34″E137°02′57″の地点を結ぶ直線の南側にあり、N34°18′34″E137°02′57″の地点とN34°14′14″E136°29′58″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの（２のイ及びロ並びに３のイ及びロに係るものを除く。） ロ　N34°18′34″E137°02′57″の地点、N34°14′14″E136°29′58″の地点、N34°06′16″E136°46′56″の地点及びN34°18′34″E137°02′57″の地点を順次に結ぶ直線によって囲まれる区域（N34°37′22″E136°51′40″の地点を中心とする半径38㎞の円内の区域に係るものを除く。） 5　次に掲げる区域の直上空域で高度4,550m以下のもの イ　N35°15′34″E136°54′59″の地点を中心とする半径54㎞の円内の区域のうちN35°07′11″E135°50′15″の地点とN34°48′21″E136°58′37″の地点を結ぶ直線の北側にあり、かつ、N34°49′35″E137°18′57″の地点とN34°48′21″E136°58′37″の地点を結ぶ直線の北側にあるもの